（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第八条　放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（職員） **第十条**　（略） 2　（略） 3　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 一　保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者 二～九　（略） 4・5　（略）	（職員） **第十条**　（略） 2　（略） 3　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 一　保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者 二～九　（略） 4・5　（略）

附　則

この省令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年九月二十二日）から施行する。

○農林水産省令第五十四号

土地改良法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十九号）の施行に伴い、並びに土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、土地改良法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十二日

農林水産大臣　齋藤　健

土地改良法施行規則の一部を改正する省令

土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（事業参加の申出） **第二条**　法第三条第一項第二号の規定による申出をしようとする者は、法第五条第一項の規定により土地改良区を設立しようとする場合にあつては同条第二項の、法第四十八条第一項の規定により土地改良事業計画を変更し、又は新たな土地改良事業を行おうとする場合にあつては同条第三項の、法第八十五条第一項の規定により国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業を行うべきことを申請しようとする場合にあつては同条第二項の、法第八十五条の二第一項の規定により国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業を行うべきことを申請しようとする場合にあつては同条第二項の、法第八十五条の三第一項の規定により国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業を行うべきことを申請しようとする場合にあつては同条第二項の、同条第六項の規定により国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業を行うべきことを申請しようとする場合にあつては同条第七項の、法第八十七条の二第一項の規定により同項第二号の事業を行おうとする場合にあつては同条第三項の、法第八十八条第一項の規定により国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業の計画の変更をしようとする場合にあつては同項の、法第	（事業参加の申出） **第二条**　法第三条第一項第二号の規定による申出をしようとする者は、法第五条第一項の規定により土地改良区を設立しようとする場合にあつては同条第二項の、法第四十八条第一項の規定により土地改良事業計画を変更し、又は新たな土地改良事業を行おうとする場合にあつては同条第三項の、法第八十五条第一項の規定により国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業を行うべきことを申請しようとする場合にあつては同条第二項の、法第八十五条の二第一項の規定により国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業を行うべきことを申請しようとする場合にあつては同条第二項の、法第八十五条の三第一項の規定により国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業を行うべきことを申請しようとする場合にあつては同条第二項の、同条第六項の規定により国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業を行うべきことを申請しようとする場合にあつては同条第七項の、法第八十七条の二第一項の規定により同項第二号の事業を行おうとする場合にあつては同条第三項の、法第八十七条の三第一項の規定により国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業の計画の変更をしようとする場合にあつては同項の、